

平成28年度入学者選抜における旧教育課程履修者に対する経過措置について

平成27年6月
弘前大学

平成28年度入学者選抜における、高等学校の旧教育課程修了者に対する経過措置については、次のとおりとします。

1. 大学入試センター試験

数学について、経過措置として出題される「工業数理基礎」を選択できる者は、旧教育課程履修者のうち、高等学校又は中等教育学校において同科目を履修した者及び文部科学大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科を修了（見込）の者に限ります。

ただし、本学が大学入試センター試験の利用教科・科目として「工業数理基礎」を選択できる学部学科等に限ります。

なお、新教育課程履修者は、「工業数理基礎」を選択することはできません。

2. 個別学力検査

旧教育課程修了者に対する経過措置は、実施しません。すべての教科・科目について、新教育課程により出題します。

(参考)

新教育課程履修者	① 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）に平成25年4月に入学し、平成28年3月卒業見込みの者 ② 中等教育学校の後期課程に平成25年4月に進級し、平成28年3月卒業見込みの者
旧教育課程履修者	上記以外の者 * 高等学校等卒業生、高等学校卒業程度認定試験合格者又は合格見込者、大学入学資格検定合格者、高等専門学校第3学年修了者又は修了見込者、外国の学校等修了者又は修了見込者、在外教育施設修了者又は修了見込者、及び高等学校等を平成28年3月卒業見込みであるが、入学は平成25年3月以前の者など、上記に該当しない者

※ 「新教育課程」とは、平成25年4月1日から適用された高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）に基づく教育課程及び平成21年3月9日文部科学省告示第38号の特例により定められた教育課程をいい、「旧教育課程」とは、従前の高等学校学習指導要領に基づく教育課程をいう。